

令和元年度 第12回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年3月10日（火）午後3時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

2番	小 泉 治 久 君	1番	渡 邊 通 君
3番	柳 生 利 幸 君	2番	吉 田 一 男 君
4番	浅 野 敬 司 君	3番	山 崎 明 君
5番	吉 田 和 嗣 君	4番	小 見 川 清 君
6番	島 田 辰 男 君	5番	小 松 崎 秀 昭 君
7番	長 谷 川 義 洋 君	6番	福 岡 み つ 子 君
8番	横 張 清 彦 君	7番	諏 訪 原 早 苗 君
9番	青 山 和 泉 君	8番	野 口 裕 司 君
10番	山 崎 久 司 君	9番	栗 山 繁 君
		10番	大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員1番 藤平清子 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 阿見町農作業標準賃金表（案）について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、7番長谷川義洋委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号2番が農地利用最適化推進委員3番山崎明委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について整理番号2番を先に審議願います。

整理番号2番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、〇〇の南300mに位置しています。地目は田、1筆、面積が9aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為、譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為で所有権移転の売買となります。保有農機具は、トラクター2台、田植機・コンバイン各1台、乾燥機・軽トラック各2台、草刈機3台です。耕作計画は水稻です。取得後、すべての農地を効率的に利用する事、機械、労働力、技術、地域との関係性、面積要件についても問題ありませんので、農地法第3条第2項に該当していない事を確認しています。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。2番小泉治久委員お願いいたします。

2番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ありません。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員3番山崎明委員 入室)

引き続き、事務局説明をお願いします。

事務局： 整理番号1番、申請日2月21日、申請地阿見町大字〇〇、〇〇の西側隣地となります。地目は畑、1筆、面積が8aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為、譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為で、所有権移転の売買となります。保有農機具は、トラクター1台です。営農計画は、普通畑、ジャガイモ、ねぎ、大根、白菜を予定しています。

整理番号3番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、〇〇から南西50mに位置します。地目は畑、2筆、面積合計が3aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為で、譲渡人の理由としては、耕作不可能な為で、所有権移転の売買となります。譲受人自宅から申請地まで、〇〇km、車で〇〇分です。保有農機具は、トラクター2台、田植機、耕運機、軽トラック、各1台です。営農計画は、プロッコリーです。1番、2番ともに、農地法第3条第2項に該当していない事を確認しています。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利

幸委員、3番を8番横張清彦委員お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われま。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

8番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われま。また、譲受人の自宅を訪問し、保有機械も確認しました。申請地までの距離はあるものの、取得地を、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めま。す。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いしま。す。
(全員挙手)
賛成多数と認めま。す。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致しま。す。
事務局説明をお願いしま。す。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について整理番号1番から3番、譲受人は一緒です。

整理番号1番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が11a、隣接し一帯となっています。〇〇より北へ150mに位置しま。す。転用理由は、太陽光発電施設設置のためです。転用計画は、太陽光発電施設です。工事期間は令和2年4月1日から令和2年4月30日までです。契約内容は賃貸借権(20年)です。パネル324枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kwです。

整理番号2番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が8aです。〇〇より北へ100mに位置しま。す。転用理由は、太陽光発電施設設置のためです。転用計画は、太陽光発電施設です。工事期間は令和2年4月1日から令和2年4月30日までです。契約内容は所有権移転(売買)です。パネル288枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kwです。

整理番号3番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が11aです。転用理由は、太陽光発電施設設置のためです。転用計画は、太陽光発電施設です。工事期間は令和2年4月1日から令和2年4月30日までです。契約内容は賃貸借権(20年)です。パネル324枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kwです。

整理番号4番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が10aです。〇〇より北西100mに位置しま。す。転用理由は、太陽光発電システムの設置・運用のためです。転用計画は、太陽光発電システムの設置・運用です。工事期間は令和2年5月15日から令和2年5月30日までです。契約内容は地上権設定(20年)です。パネル324枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kwです。

整理番号5番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が7aです。〇〇より西に位置します。転用理由は、太陽光発電システムの設置・運用のためです。転用計画は、太陽光発電システムの設置・運用です。工事期間は令和2年5月15日から令和2年6月15日までです。契約内容は所有権移転(売買)です。パネル216枚、パワーコンディショナー6台、発電出力33kwです。

1番から5番、農業振興地域外、農地の広がり10ha未満の小規模集団の農地で、第2種農地になります。パネル回りは、他の進入を防ぐよう、フェンスの設置が予定されています。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番4番5番を8番横張清彦委員、整理番号2番3番を3番柳生利幸委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、一部休耕中の農地であり、適正に管理されていました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響も無く、隣地境界についても問題ありませんでしたが、町道に接する法面について、工事に伴う土の流出防止策を行うよう指導しました。改善を図ることが見込めるため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番： 整理番号2番及び3番について報告します。これら2件について、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、適正に管理されていました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響も無く、隣地境界についても問題ありませんでしたが、3番の案件で宅地側に既存のブロック塀があり、工事途中において倒壊の恐れがあるため所有者側と詳細を協議するよう指導しました。この事を解消することを条件に、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号4番及び5番について報告します。これら2件について、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、適正に管理されていました。今回の転用で遊休農地の解消も図られ、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響も無く、隣地境界についても問題ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 整理番号4番、5番は、譲受人が個人ですが、設置や契約等、どの様になっていますか。

事務局： 東京都〇〇区にあります太陽光発電の会社が仲介に入り、代理人として調整しています。設置は業者に依頼し、運営は個人が行います。

1番： 譲渡人が高齢で、賃貸借の場合、20年後はどうなるか、心配ですね。

会長： 賃貸借権の場合、契約満了後どうなるのか、返却された時どうなるか、片付けや処分費用を、契約時に確認しないとイケませんね。

9番： 整理番号1番から5番まで、賃貸借権・所有権移転売買がありますが、賃料・売買価格はどうなっていますか。

事務局： 整理番号1番賃貸借権年間〇〇万円、整理番号2番所有権移転売買1㎡〇〇〇〇円、整理番号3番賃貸借権年間〇〇万円、整理番号4番地上権年間〇〇万円、整理番号5番所有権移転売買1㎡〇〇〇〇円となっております。

議 長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

整理番号1番は、議題から削除となります。現地調査を実施したところ、手付かずのまま放置されているものの、原野化している状態とは言えず、耕運機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地で、農地法第2条の農地であるため、今回の非農地証明願は返還し、是正指導を行います。

整理番号2番、申請日2月25日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積は0.3a、〇〇より北北東100mに位置します。用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)固定資産課税台帳記載事項証明書、土地登記事項証明書が添付されております。共有名義の土地であり、他に農地以外で、同じ持分の2筆、それぞれを交換し持分を振り分ける為、申請となりました。税務課の平成9年の航空写真から、宅地の進入路になっており、20年以上現状と変わらない状況です。違反転用等の項目はない土地です。

整理番号3番、申請日2月25日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積は5a、〇〇の東南東70mに位置します。用途は登記申請(地目変更)の為で、平成4年7月16日南農指令第110号許可がでており、土地登記事項証明書が添付されておりますが、地目変更されていません。土地家屋調査士を介して、法務局へ、地目変更を依頼しましたが、現況が伴わないということで、今回の申請となりました。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号2番3番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、すでに宅地への進入路となっていました。事務局の説明からもあったとおり、非農地の状態が続いていると判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号3番について報告します。事務局説明にもありましたが、すでに転用許可が出ている土地でありますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号4番から8番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

- 事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑2筆、面積合計が21a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権でございます。2年の新規設定です。
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が14a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が42a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が33a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が11a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が26a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が17a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑2筆、面積合計が71a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。
整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、1年の再設定です。
整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が13a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、2年の新規設定です。
整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が14a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。
整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が15a、利用権の内容は水稻、地目は畑、1筆、面積が1a、利用権の内容は普通畑、権利は、賃貸借の利用権で、3年の再設定です。
整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が22a、利用権の内容は普通畑、2年の再設定です。地目は畑、1筆、面積が9a、利用権の内容は普通畑、2年の新規設定です。権利は、賃貸借の利用権です。
整理番号4番から8番、11番、委員関連の新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

- 議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
1番： 整理番号11番、利用権の内容はレンコンですが、使用貸借で良いのでしょうか。
事務局： はい。間違いありません。
議長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員8番横張清彦委員入室）

＜議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について＞

議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題と致します。

整理番号1番が農業委員5番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

整理番号1番、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が14a、10年の賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、貸し手1名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手1名です。

委員関連の新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員5番吉田和嗣委員入室）

＜議案第6号 阿見町農作業標準賃金表（案）について＞

議 長： 続いて、議案第6号 阿見町農作業標準賃金表（案）についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 阿見町農作業標準賃金表（案）について

本日午後2時より賃金検討委員6名で、農作業標準賃金検討委員会を開催し、審議していただきました。

検討委員会で報告委員を選出しましたので、報告をお願いいたします。

議 長： それでは、報告委員7番長谷川義弘委員、お願いします。

7番： 農作業標準賃金検討委員会において、審議の結果、麦刈り調整の削除、他については、近隣の牛久市、稲敷市、美浦村と比較検討し、農業環境は前年度と変化がないということで、従来通りとなりました。

議 長： これで報告委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 阿見町農作業標準賃金について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜報告事項＞

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年3月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は5件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 2月14日（金）郡協：全委員研修会〔本郷ふれあいセンター〕
- 3月6日（金）ジャガイモ作付け
- 3月10日（火）農作業標準賃金検討委員会

②今後の予定

- 3月10日（火）農業委員会だより編集委員会

③現地調査及び総会の予定

- 4月現地調査 4月9日（木）当番農委 9番青山和泉委員
当番農委 1番藤平清子委員
- 4月定例総会 4月10日（金）午後3時から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午後 4時20分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印